		――――――その他のもの								
	991	――――――縦にひいた木材をはぎ合わせたもの（縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	CM	KG						
	999	――――――その他のもの		KG						
［略］					［同左］					
第48類　紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品 注 1～3　［略］ 4　この類において「新聞用紙」には、新聞印刷に使用する種類の塗布してない紙（サイジングしてないもの及び軽くサイジングしたものに限る。）であつて、機械木材パルプ又はケミグランド木材パルプの含有量が全繊維重量の50％以上で、パーカープリントサーフ（クランプ圧１メガパスカル）による各面の平滑度が2.5マイクロメートル（ミクロン）を超え、かつ、重量が１平方メートルにつき40グラム以上65グラム以下であるもののうち、(a)幅が28センチメートルを超えるストリップ状又はロール状のもの及び(b)折り畳んでない状態において一辺の長さが28センチメートルを超え、その他の辺の長さが15センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のもののみを含む。 5～7　［略］ 8　第48.03項から第48.09項までには、紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブのうち次のもののみを含む。 (a)及び(b)　［略］ 9～12　［略］ 号注 ［略］					第48類　紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品 注 1～3　［同左］ 4　この類において「新聞用紙」とは、新聞印刷に使用する種類の塗布してない紙（サイジングしてないもの及び軽くサイジングしたものに限る。）であつて、機械木材パルプ又はケミグランド木材パルプの含有量が全繊維重量の50％以上で、パーカープリントサーフ（クランプ圧１メガパスカル）による各面の平滑度が2.5マイクロメートル（ミクロン）を超え、かつ、重量が１平方メートルにつき40グラム以上65グラム以下であるものをいう。 5～7　［同左］ 8　第48.01項及び第48.03項から第48.09項までには、紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブのうち次のもののみを含む。 (a)及び(b)　［同左］ 9～12　［同左］ 号注 ［同左］									
［略］					［同左］					
54.01		［略］			54.01		［同左］			
54.02		合成繊維の長繊維の糸（67デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）			54.02		合成繊維の長繊維の糸（67デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）			
		―強力糸（ナイロンその他のポリアミドのものに限るものとし、テクスチャード加工をしているかいないかを問わない。）					―強力糸（ナイロンその他のポリアミドのものに限る。）			
5402.11		［略］			5402.11		［同左］			
5402.19		［略］			5402.19		［同左］			
5402.20		―強力糸（ポリエステルのものに限るものとし、テクスチャード加工をしているかいないかを問わない。）			5402.20		―強力糸（ポリエステルのものに限る。）			
	010	――絹の重量が全重量の10％を超えるもの		KG		010	――絹の重量が全重量の10％を超えるもの			KG
		――その他のもの					――その他のもの			
	021	―――合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50％を超えるもの		KG		021	―――合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50％を超えるもの			KG
	022	―――その他のもの		KG		022	―――その他のもの			KG
		［略］					［同左］			